

いわて体験交流施設の概要

I 施設の概要

1 施設の設置目的

「いわて体験交流施設」は、本県のすばらしい自然環境や、食文化などの地域固有の文化について理解を深めていただくとともに、県民の方々に「癒し」の場を提供するため、県が平庭高原地域に整備した施設です。

(1) 施設の名称及び所在地

施設の正式名称及び所在地は、以下のとおりです。

いわて体験交流施設	
平庭高原体験学習館（以下、体験学習館） 愛称：森のこだま館	岩手郡葛巻町江刈第1地割95-55
平庭高原自然交流館（以下、自然交流館） 愛称：しらかばの湯	久慈市山形町来内第20地割13-165

(2) 周辺図



(3) 交通アクセス	盛岡市から車で約 110 分	久慈市から車で約 40 分
(4) 敷地面積	体験学習館 0.4ha	自然交流館 0.1ha
(5) 延床面積	体験学習館 669.33 m ²	自然交流館 658.12 m ²
(6) 構造	体験学習館 木造平屋建	自然交流館 RC 平屋建
(7) 工期	平成 18 年 10 月～平成 20 年 3 月	
(8) 総事業費	約 6 億円	
(9) 開館時期	体験学習館 平成 20 年 5 月 30 日	自然交流館 平成 20 年 4 月 8 日

2 施設の主な特徴

(1) ユニバーサルデザインの実現

広く、県内外の方の様々な方に利用していただくことから、施設内はユニバーサルデザインの考え方を導入しています。

(2) 県産木材の利用

県内の森林環境保全や木材の地産地消に寄与するため、施設の各所に県産木材を導入しています。

(3) エコエネルギーの導入

環境に配慮した「岩手型」木質バイオマスボイラーやペレットストーブを導入しています。

(4) 周辺施設や環境との調和

本施設は、久慈平庭県立自然公園内にあることから、施設の整備に当たっては、周辺の自然環境や周辺施設との調和に配慮しています。

3 駐車場

駐車場は、以下のとおり利用できます。(無料)

施設名	台 数		備考
	一般利用者	身障者等用	
体験学習館	17 台	2 台	—
自然交流館	50 台	2 台	隣接する平庭山荘の駐車場を利用

4 施設の機能

名 称	施設機能
平庭高原 体験学習館 (森のこだま館)	・ 地域資源等を活かした各種体験 (※) ※ 提供体験メニュー 押し花作り、草木染め、木工、菓子作り、そばうち、つる細工、さきおり、豆腐作り、山ぶどう、蒸留酒 山ぶどう収穫、蒸留酒 (ブランデー) 作り等 ・ 地域交流室 など ・ ペレットボイラー (「いわて型」を導入)
平庭高原 自然交流館 (しらかばの湯)	・ 入浴機能 (浴室、サウナ×2) ・ 地域交流スペース ・ チップボイラー (「いわて型」を導入)

5 施設の開館日及び開館時間

施設の名称	開館日	開館時間
体験学習館 森のこだま館	年末年始（12/30～1/3）を除く毎日	・ 9：00～17：00
自然交流館 しらかばの湯	毎日	・ 日帰り入浴客 6：00～ 9：00 11：00～21：00 ・ 平庭山荘宿泊客 16：00～24：00 翌朝 6：00～ 9：00

※自然交流館については、清掃のため利用できない時間帯があります。

II 管理運営体制

1 施設の管理運営主体

（１）指定管理者制度

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間能力を活用しつつ住民サービスの向上を図ることを目的としています。

いわて体験交流施設においても、サービスの向上を図るとともに効率的な運用により維持管理コストを含めた経費の節減を図ることが求められており、民間事業者等の持っている経験や能力を活用し、関連する経営ノウハウを生かしながら効果的・効率的な施設管理を行うため、指定管理者制度を導入します。

（２）現在の指定管理者

名 称	指定管理者	主な事業
体験学習館 （森のこだま館）	株式会社岩手くずまきワイン （葛巻町江刈 1-95-55）	隣接する葛巻ワイナリー、森の館ウッドィ等を運営
自然交流館 （しらかばの湯）	平庭観光開発株式会社 （久慈市山形町来内 20-13-1）	隣接する平庭山荘、白樺村、スキー場等を運営

〔参考〕 前回の指定管理者の選定経緯

日程	内容
令和２年５月	いわて体験交流施設指定管理者選定委員会設置
令和２年７月	第１回選定委員会（委員長及び副委員長の選任、基本方針、申請書及び仕様書の決定）
令和２年９月	第２回選定委員会（指定管理者の選定）
令和２年１２月	１２月県議会において指定について可決

（３）現在の指定管理期間

令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで（５年間）

（４）指定管理者の業務範囲

指定管理者は、利用者が快適に利用できる施設の管理運営、施設利用拡大のためのイベント事業企画やＰＲ活動など利用者ニーズの変化に柔軟に対応した施設運営を行います。

① 企画運営業務

企画運営業務、広聴広報業務、施設・設備等の貸出業務及び出納管理、施設の目的に合致する自主事業 など

② 維持管理業務

建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、外構施設保守管理業務、清掃業務、警備業務、備品・什器等の管理業務、駐車場管理業務（体験学習館のみ）、その他（事業報告書の作成、事業計画書及び収支予算書の作成、利用状況等の把握、利用者の苦情処理、防災訓練の実施等） など

2 施設相互の連携

指定管理者は、体験学習館、自然交流館及び平庭地区に設置されている周辺施設間の連携の強化を図りながら、利用者の満足度の向上に努めます。

3 管理体制の考え方

本施設全体を統轄するための最終的な指揮監督権は設置者である県が所管し、指定管理者は、通常、施設現場における管理権限を代行するとともに、派生する責任についても第一義的に負うことになります。

なお、災害等の緊急時における対応については、設置者である県の指揮等に基づきながら、指定管理者が適切に対処することとします。